

# 「世界と伍する研究大学専門調査会」 の検討状況について

令和3年9月7日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

# 世界と伍する研究大学専門調査会における今後の議論

- 専門調査会においてはこれまで、世界と伍する研究大学に期待される姿を議論(⇒特定研究大学(仮称))
- 9月以降は当該大学に対するファンドからの支援の在り方について議論を行い、本年末を目途に最終とりまとめを行う予定。

## 専門調査会の検討課題

### ①世界と伍する研究大学の実現に向けた方策等(中間とりまとめ)

- どのような要素(研究人材の集積(博士課程学生支援含む)、資金、ガバナンス等)を満たすことが必要か。
- 自律的な経営の実現に向けた外部資金確保に当たっての制度的隘路、必要な規制緩和等は何か。
- 獲得した外部資金を最大限活用し、経営する大学に求められるガバナンスはどのようなものか。

### ②ファンドからの支援の基本的方針

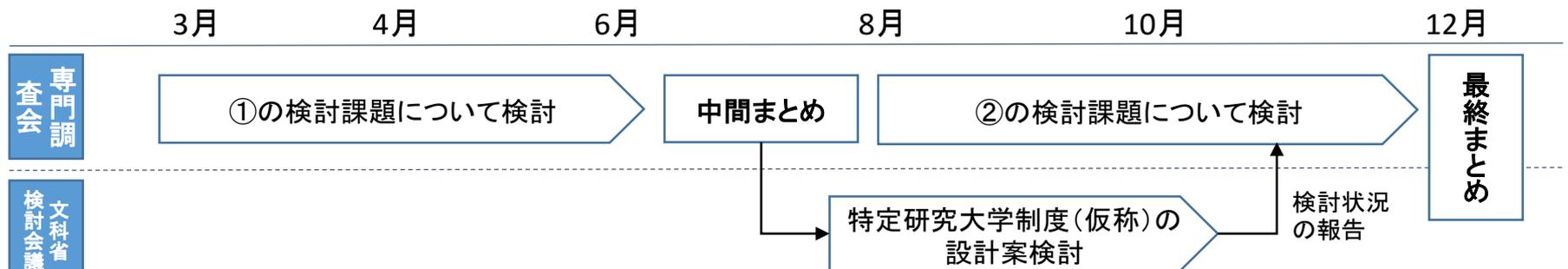
- 支援対象大学としての必須要件(研究力の考え方、研究分野の広がりによる総合力と特定分野の競争力のバランス等)と決定する際に評価すべき視点
- ファンド支援対象の層(数)、ファンドによる支援期間や支援打ち切りなども含めたモニタリング・評価の方法
- 支援規模、用途範囲 等

## 今後の開催予定

- ◆第8回会合:9月10日(金) 10:00~12:00  
○大学ファンドによる支援の基本的考え方の個別論点を提示して議論。
- ◆第9回会合:10月8日(金)  
○第8回会合を踏まえ、各論点についてのたたき台を議論。
- ◆第10回会合:11月15日(月)  
○文部科学省検討会議の検討状況の報告  
○大学ファンドによる支援の基本的考え方について引き続き議論。
- ◆第11回会合:12月10日(金)  
○最終まとめ案について議論

※議論の状況に応じて、12月以降も会議を継続。

## スケジュール



## 1. 世界と伍する研究大学の目指すべき姿

- 基本計画におけるSociety5.0社会の実現に向けては、我が国の研究大学の在り様をリデザインし、3%程度の事業成長を前提に、カーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出など産業界や学術界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、グローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッションとすることが必要。
- そのためには、事業戦略・財務戦略とそれを支える強靱なガバナンスを有し、大学を取り巻く社会と対話しその共感を引き出すことで柔軟性のある持続可能な成長を実現する「経営体」を目指すことが必要。
- 高度な教育研究環境を実現するのに必要な多様な財源の獲得を含む経営の高度な自律性、自由裁量が必要

## 2. 世界と伍する研究大学の在り方

### ■ガバナンスの在り方

- 世界と伍する研究大学のミッションに照らせば、大学のビジョンや事業・財務戦略の策定、それらを実行する学長の選考と監督といった大学経営に関する重要事項を、学内外のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体が必要。
- 合議体の構成員は大学のミッションを理解し、その実現に向けて強い使命感と責任感が必要であり、また、構成員がその決定について責任を持つ制度とすることが必要。
- 学長の選考については、合議体において経営的資質を踏まえ、大学内外から適任者を選考できることが必要。
- 世界と伍する研究大学に特化したガバナンスコードを策定するとともに、大学内の意思決定過程の公開を通して外部への説明責任を高めていくことが必要。

### ■事業・財務戦略の在り方

- 大学全体として財源に裏付けされた事業戦略が必須。その際、学内のセグメントごとの財務状況の把握が必要。
- 大学全体の事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移す「事業財務担当役員（CFO）」の設置が必要。
- 大学自己資金の拡充のためには、ビジョンの提示によりステークホルダーからの共感を引き出し、執行部主導のファンドレイジング、ベンチャー育成、既存企業との連携による新たな価値の創出等が必要。

### ■教育研究システムの在り方

- 研究環境の充実、人事制度の変革等により世界的な研究者マーケットで優秀な研究者を獲得できるようにすることが必要。
- 優秀な博士課程学生を研究者として処遇するとともに、若手研究者の自由な流動性を確保し、競争的な環境の中で処遇。
- これら教学に関する事項の実質的な責任者としての「プロボスト」の設置が必要。
- 大学経営人材の資質向上や外部人材の活用、研究支援者の積極採用。

## 3. 当面必要な制度改正等

- ✓ 世界と伍する研究大学について、既存の大学制度の特例としての新たな制度的枠組み（特定研究大学制度（仮称））を構築し、大学ファンドからの支援を含め政府による財政的支援、規制緩和等を集中的に行うことが必要。また、国として適切な関与を行うためのアドバイザリーボードの設置が必要。
- ✓ また大学の自律性・自由裁量を高める観点から、教育研究組織の改廃手続きの緩和、国大法人における基金制度の構築、既存評価の削減、債券等による自己資金調達機能の拡充等が必要。
- ✓ 国立大学法人については、合議体のガバナンスを可能とする法制度を導入するための法改正が必要。※公立大学法人は改正の必要性を要検討。  
⇒具体の制度改正内容については別途、関係省庁において検討を進め、本専門調査会の最終報告に反映。

## 4. 今後の検討予定

- 大学ファンドによる世界と伍する研究大学、博士学生支援の要件、支援の在り方等について検討を行い、3. の具体の制度改正内容と併せて、本年末に最終とりまとめを行う予定。